

コミュニティあいはし 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、コミュニティあいはし（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を合橋地区コミュニティセンター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、合橋校区の豊かな自然と歴史伝統を生かした様々な活動を展開し、先人から受け継いだ大切な森と農地を守り、住民活動を活性化し、安全・安心で豊かな未来を実現することに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 合橋校区の安全と安心を守る事業
- (2) 合橋校区の豊かな自然を守る事業
- (3) 合橋校区のにぎわいと活気を高める事業
- (4) 合橋校区の愛着と地域の魅力を高める事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(区域等)

第5条 本会は豊岡市但東町合橋校区を区域とする。

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は合橋校区内の自治会（区）とし、居住する市民・合橋校区出身者・合橋校区内事業所等に勤務するものを構成員とする。

合橋校区内の団体及び企業その他本会事業に賛同するものを賛助会員とする。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費として、別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
当会が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第10条 本会の総会は会員によって構成する。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- (3) 役員報酬などの額（並びに理事及び監事の報酬などの支給基準）
- (4) 事業計画書、収支予算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認及びキャッシュフロー計算書（ただし当面の間はキャッシュフロー計算書のみとする）
- (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長とする。

2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、総会の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総会出席の会員の半数以上であって、総会会員議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。

4 会員は、委任状そのほかの代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。但し、委任を受けた会員の委任議決権は一個に限る。

5 理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書を持って議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第17条 会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第12条第1項の理事会において定めるものとし、第13条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第16条第5項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上15名以内名

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。副会長は、会長が委嘱する。

3 前項の会長をもって代表者理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事については、再任を妨げない。

5 理事または監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又はかけたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任す

るまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬など)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬などとして支給することができる。

2 前項の規定に関わらず、役員には費用を弁償することができる。

3 第1項ただし書に規定する報酬などの支給基準については、理事などの勤務形態に応じた報酬などの区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、総会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第26条 本会は、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事をのぞく理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事、監事が、理事または監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第21条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表者理事（会長）及び監事は、前項の議事録に署名押印する。ただし、代表者理事（会長）の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。前条第1項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。（ただし当面の間はキャッシュフロー計算書のみとし、従来の事業報告及び決算報告とする。）

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

3 第1項の規定により報告または承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬などの支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる

2 第1項の規定に関わらず、第38条の規定はこれを変更することができない

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する

(剰余金の処分制限)

第38条 本会は、剰余金の分配をすることはできない

(公示の方法)

第39条 本会の公示は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第9章 事務局その他

(事務局)

第40条 本会に事務局を置き、事務局員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

3 本会の円滑な管理、運営を行うため事務局長を置くことが出来る。

(顧問)

第41条 本会に顧問を置くことができる

2 顧問は、理事会で推挙し総会で承認を得る

3 顧問は、本会の重要事項について諮問に応じ、意見を述べることができる

(部会)

第42条 本会は第4条の事業を行うため部会を置くことができる。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、令和元年11月25日から施行する。

2 この定款は、令和2年6月1日から施行する。